賛否など態度決定に至った理由・討論

令和６年６月定例会	
議案番号　議案名	議案第９号　　財産の取得について
議員名・会派名等	まつどみらい（大橋博、石塚裕、柿沼光利、田中睦生、岡本優子）
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	先ほど、庁舎整備に関する特別委員会委員長より報告のありました、「議案第９号　財産の取得について」委員長の報告のとおり、会派を代表し、賛成の立場から討論をいたします。 前回、令和５年５月臨時会での反対理由に対する対処がなされたか、否か、にポイントを置き、審査に臨みました。 具体的に順次述べさせていただきます。 まず、市役所の住所移転条例の提案タイミングについてです。 令和５年５月臨時会の時の説明は、「『行政実例』に基づき、建設に必要な財源の見通しも立たない時期に提案することは適当でないというもの。」でしたが、しかし、今回は、 ①大前提は、市議会の意見を伺いながら、適時適正な時期に提案するということ。 ②他自治体には、「行政実例」に必ずしも拠らない事例もある。 ③市としては、少なくとも、他人の土地となっている状態で、住所移転条例の提案は適切でない。 と、いう答弁があり、その考え方は、納得できるものでありました。 また、昭和 33 年度当時との違いに関する説明については、当該用地の所有者が、昭和 33 年のときは「民地」であり、基本的に「相対交渉」でした。条件は所有者との交渉が成立することだったことが、今回の「国有地」取得の条件と異なっており、「国有地」の確実な取得には、まだ、いくつかの段階を踏む必要があるということです。本議案「財産の取得」の議案可決後、国の審議会に諮り、市の段階的整備案に基づく国有地取得の了解をいただいてから、国より売り払い決定通知の送付がなされ、契約締結の事務手続きへと進み、やっと「国有地」の売買契約の締結となります。このことが、「**少なくとも、他人の土地となっている状態で、住所移転条例の提案は適切でない**」とする、部長答弁とも合致しており、非常に納得のできる内容でありました。 次に、段階的整備に伴う「集約」の課題についてです。

	令和６年３月定例会における、我が会派を代表しての大橋議員の質問に対し、「集約」の課題については、第２ステップで検討することとなるが、市役所機能再編整備基本構想にて、「市民利便性に資する関連機能の集約」と定めていることを踏まえ、今後の計画を進めていく。との答弁があり、「集約」の課題についても、解消の道筋がつけられていることがよく分かりました。 本市にとって、国有地の取得は必要なことであり、それについては反対をする議員は１人もいらっしゃらないだろうと思っております。ただ、何をどのように建てるかが大きなポイントだと思います。国有地を取得したら終わりではなく始まりです。やっと、スタート地点に立つことができるというふうに考えています。 そして、議案質疑や、委員会の中で今回、「信義則」についての論点が多く取り上げられておりました。我が会派が重要と考えるいわゆる「信義則（信義誠実の原則）」とは、市長をはじめとする、執行部と議会の信頼関係が昨年の否決後、「どれだけ構築できたか」、ということが焦点でありました。否決後から１年間、信義誠実の原則、「互いに相手方の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動しなければならない。」という原則のルールに反することなく、段階を踏んで進めてこられた点についても評価をするものです。 震度６から震度７の地震がおきたら、倒壊する可能性があると言うのならば、なおさら総合的な判断としてストップをかけることに賛同はできないということです。 以上のことから、今回の「市役所機能段階的整備案」に基づく、議案第９号　財産の取得については、会派として大いに賛同をいたします。 今後も引き続き、町会、自治会をはじめとするさまざまな意見をしっかりと伺い、可能な限り、早期に建て替えが完了できるような総合的な御判断をよろしくとお願いをいたしまして、会派まつどみらいを代表しての私の討論を終わります。 議員の皆様の満場のご賛同をお願い申し上げます。